

静岡県告示第328号

静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年静岡県条例第55号）第5条の2第2項及び第5条の3第2項の規定に基づき、知事が定める額を次のように定める。

令和6年4月16日

静岡県知事 川勝平太

静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第2項及び第5条の3第2項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,263円	13,442円
20歳以上25歳未満	5,872円	13,442円
25歳以上30歳未満	6,380円	14,842円
30歳以上35歳未満	6,712円	17,619円
35歳以上40歳未満	7,078円	20,649円
40歳以上45歳未満	7,268円	21,971円
45歳以上50歳未満	7,433円	22,886円
50歳以上55歳未満	7,290円	24,916円
55歳以上60歳未満	6,975円	25,385円
60歳以上65歳未満	5,860円	21,314円
65歳以上70歳未満	4,060円	16,075円
70歳以上	4,060円	13,442円

附 則

- この告示は、公示の日から施行し、令和6年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用する。
- 静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第2項及び第5条の3第2項の規定に基づき知事が定める額（令和5年4月11日付け静岡県告示第285号）は、廃止する。
- 令和6年3月31日以前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。